

令和6年度 12 月補正予算案の概要

12 月補正予算案では、物価高騰等を踏まえた工事費の見直しによる、債務負担行為の限度額の変更を行います。

【債務負担行為補正】

債務負担行為の変更 1 件（一般会計）

1 債務負担行為補正

(1) 債務負担行為の変更

事 項	期 間	限度額	
東部方面斎場（仮称）昇降機設備 工事請負契約	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	変更前	510 百万円
		変更後	680 百万円

【設定理由】

東部方面斎場（仮称）における昇降機設備工事について、物価高騰等を踏まえた工事費の見直しにより増額が必要となるため、債務負担行為の限度額を変更します。